## 平成29年11月定例月議会

議 案 説 明

議案第33号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

から

議案第57号 市道路線の認定について

まで

並びに

報告第9号 市長専決処分事項の報告について

及び

報告第10号 議決事件に該当しない契約について

ただいま上程されました議案及び報告についてご説明申し上げます。

議案第33号は、本市一般会計補正予算第6号案であります。

今回の補正の主な内容は、国の子ども子育て支援新制度において、 処遇改善に係る制度が新設されるなど、公定価格の改正が行われたこ とに伴い、保育所事務費事業費や幼稚園事務費事業費などを増額補正 するほか、小学校新入学児童に対する学用品費の入学前給付に伴い、 要保護準要保護児童就学援助費の増額補正を行おうとするものであ ります。

そのほか、国の補助内示に合わせた減額補正を行う一方、実績見込みによる事業費の増額補正のほか、台風 5 号、台風 2 1 号による災害復旧事業費等を増額補正するとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算につきましては、8億7003万円の増額で、補正後の予算額は、1097億7905万8000円となります。

以下、歳出各款にわたり、主な内容についてご説明申し上げます。 第2款 総務費は、法定積立分として決算剰余金の二分の一を下ら ない額を含め、都市基盤・公共施設等整備基金に積み立てるほか、過 年度国県支出金等返還金の増額補正であります。 第3款 民生費は、介護給付費、保育所事務費事業費などの増額補 正や、介護保険特別会計繰出金の減額補正であります。

第4款 衛生費は、廃棄物処理施設整備等基金の積立金や結核医療 費などの増額補正であります。

第8款 土木費は、道路維持修繕費、河川維持修繕費などの増額補 正や、社会資本整備総合交付金事業や連続立体交差関連事業費などの 減額補正であります。

第10款 教育費は、要保護準要保護児童就学援助費の増額補正であります。

第13款 災害復旧費は、平成29年発生の農業土木災害復旧事業費や土木災害復旧事業費の増額補正であります。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、 歳出各款に関する特定財源を補正するほか、法人市民税及び償却資産 に係る固定資産税の増額補正や、前年度からの繰越金の追加計上に伴 い、基金繰入金の減額補正や市債の発行抑制を行い、収支の均衡を図 っております。

なお、本年度事業のうち、平成29年発生農業土木災害復旧事業費などについて、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、海蔵小学校改築整備事業費や、中央緑地・霞ヶ浦緑地の国体関連施設における附帯設備整備事業費などを計上するほか、施設保守管理委託等に要する経費や、業務・事務処理委託等に要する経費などを計上しております。

議案第34号から議案第39号までは、特別会計及び企業会計の補 正予算案であり、以下、主な内容についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計は、診療報酬明細書内容点検等業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、清掃業務委託費の債務負担行為の計上であります。

介護保険特別会計は、国の補助内示に合わせた国庫支出金や支払基金交付金等の補正や前年度からの繰越金を追加計上するとともに、歳出において介護保険給付費支払準備基金積立金や過年度国庫支出金等返還金などの増額補正のほか、納入通知書等印刷、封入・封かん業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

水道事業会計は、庁舎管理業務委託費などの債務負担行為の計上で あります。

市立四日市病院事業会計は、清掃業務委託費や建物総合管理業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

下水道事業会計は、国の補助内示に合わせた管渠布設費及びポンプ 場築造費の減額補正のほか、管渠布設事業費の債務負担行為の変更な どであります。

続きまして、条例その他の議案等についてご説明申し上げます。

議案第40号 事務分掌条例の一部改正につきましては、組織機構の見直しに伴い、シティプロモーション部及びスポーツ・国体推進部を新たに設置しようとするものであります。

議案第41号 教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 の制定につきましては、組織機構の見直しに伴い、スポーツに関する 事務を市長が管理し、及び執行するための根拠規定を整備しようとするものであります。

議案第42号 本町プラザ駐車施設条例の廃止につきましては、利用台数の減少、施設の老朽化等に伴い、本町プラザ駐車施設を廃止しようとするものであります。

議案第43号 子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正に

つきましては、未就学児を対象に、窓口での支払い負担のない現物給付方式にするため、関係規定を整備しようとするものであります。

議案第44号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定につきましては、これまで施設ごとに規定していた幼稚園、保育所等の利用者負担額について、統一的に規定しようとするものであります。

議案第45号 茶業振興センター条例の一部改正につきましては、 茶業振興センターの移転及び調理体験室等の新設に伴い、関係する規 定を整備しようとするものであります。

議案第46号 久留倍官衙遺跡公園条例の制定につきましては、国 指定史跡である久留倍官衙遺跡を保存し、その活用を図るため、久留 倍官衙遺跡公園を設置しようとするものであります。

議案第47号 運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 につきましては、霞ケ浦テニスコート及び中央緑地フットボール場の 供用開始等に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第48号及び議案第49号は、楠町地先の公有水面埋立ての竣功に伴い、あらたに生じた土地を市域として確認するとともに、楠町 吉崎に編入しようとするものであります。

議案第50号から議案第53号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、文化会館大規模改修工事、児童発達支援センターあけぼの学園移転整備に係る建築工事及び建築機械設備工事、並びに中央緑地サッカー場ナイター照明設備工事につきまして、請負契約を締結しようとするものであります。

議案第54号から議案第56号までは、公の施設に係る指定管理者の指定の議案でありまして、それぞれ総合会館集会施設、少年自然の家及び水沢市民広場、茶業振興センターの指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第57号は、市道路線に関する議案でありまして、開発行為による堀木26号線ほか13路線の認定を行おうとするものであります。

報告第9号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に 基づき、8件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第10号につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、7件の契約を報告するものであります。 以上が各議案等の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。